仁多小学校PTA(仮)会則案

(名称及び事務局)

第1条 本会は仁多小学校 P T A (仮)と称し、事務局は仁多小学校におく。

(組織)

第2条 本会は児童の保護者と教職員で本会の趣旨に賛同するもので組織する。

(目的)

第3条 本会は、児童の教育に保護者と教職員が互いに協力し、理解を深め、よき教育の環境をつくり、学校・家庭・社会における児童の福祉を増進することを目的とする。

(事業)

- 第4条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。
 - (1) 児童の教育環境の充実に関すること
 - (2) 学校行事等への協力に関すること
 - (3) その他本会の目的を達成するために必要な活動

(役員及び役員の任期)

- 第5条 本会に次の役員をおき、任期は1年とする。補欠の場合は前任者 の残任期間とし、いずれの場合も再任を妨げない。
 - (1) 共同代表 6名
 - (2) 監事 2名
 - (3) 事務局長 1名
 - (4) 学年委員 12 名

(役員の選出)

- 第6条 役員の選出は次のとおりとし、総会に報告する。
 - (1) 共同代表、監事は役員会において会員中より選出する。
 - (2) 共同代表は、教職員より1名、各地区(布勢、三成、亀嵩、阿井、 三沢)の会員中の保護者より1名ずつ選出する。
 - (3) 事務局長は共同代表が委嘱する。
 - (4) 学年委員は各学年の会員中の保護者より2名ずつ選出する。

(役員の任務)

- 第7条 役員の任務は次のとおりとする。
 - (1) 共同代表は本会を代表し、会務を総理する。
 - (2) 監事は本会の会計を監査する。
 - (3) 事務局長は会務を処理する。
 - (4) 学年委員は学年ごとの連絡調整を行う。

※学年委員の任務は統合初年度に検討し決定する。

(機関)

- 第8条 本会に次の機関を設ける。
 - (1) 総会
 - (2) 役員会
 - (3) 専門部会

(総会)

- 第9条 総会は原則として年1回開催する。但し、共同代表が必要と認めた場合は、臨時に開催することができる。
- 2 総会では次の議事を審議し、出席者の過半数の同意をもって議決する。 但し、可否同数の場合は議長が決する。
 - (1) 予算、決算、事業計画及び役員の審議及び承認
 - (2) 会則の改廃案の審議及び承認
 - (3) その他必要事項の審議及び承認

(役員会)

第10条 役員会は全役員をもって構成し、共同代表が招集のうえ、会務 を執行する。

(専門部会)

第11条 専門部会は、必要に応じて置くことができる。 ※統合初年度に必要な部会を検討し決定する。

(経費)

- 第12条 本会の経費は次に掲げるものとする。
 - (1) 会費
 - ※会費の額は統合初年度に事業計画を立案し、必要額を算出後決定する。
 - (2) 寄付金

- (3) その他
- 2 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わるものとする。

(補則)

第13条 この会則に定めるもののほか、会務処理に関しての必要事項は、 役員会において定めることができる。

付 則

この会則は、令和8年 月 日よりこれを施行する。